

# 浦野家通信 8月

〒550-0012  
大阪市西区立売堀1-9-10  
HOWAビル701号  
TEL 06-6536-7560  
浦野会計事務所  
第94号  
発行人：所員一同

暑中お見舞い申し上げます。

日頃は何かとお世話になりまして誠にありがとうございます。  
今年度は、昨年度に引き続きクラウド会計の導入につき  
皆様にお手間をおかけしておりますが、  
ご協力の程宜しくお願い致します。

さて、この度夏季休暇のため誠に勝手ながら、  
以下の期間は休業させていただきますので  
宜しくお願い致します。

記 8月13日(火)～8月15日(木)

ご了承の上今後とも何卒宜しくお願い致します。

令和6年盛夏  
浦野 充敏



## 8月

13日(火)

・7月分源泉所得税

住民税特別徴収税額の納付

9月2日(月)

・6月決算法人の確定申告と納税

・12月決算法人の中間申告と納税

・9月12月3月決算法人の消費税の

3ヶ月ごとの中間申告と納税

・7月分社会保険料の納付



## 予定納税の納付書が郵送されなくなります

予定納税の時期になると納付書などの資料が郵送されていたかと思えます。

ですが現在国税庁では効率化とコスト抑制などの観点により、令和6年5月以降に送付する分から、  
送付の対象者を見直し納付書の事前の送付を取りやめることとしています。

Q. 予定納税のアナウンスはどこでされるのか？

⇒e-taxにて登録されているメールアドレスに通知が来るようになります。

そのため今後はe-taxにメールアドレスを登録していただき、  
事業所様の方でも確認していただく必要がございます。  
当事務所の方でも事前に確認させていただきますので  
何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※詳細については後日各担当者の方からご説明させていただきます



# 倒産防止共済の解約後の再加入について 改正が行われます

既に倒産防止共済に加入されている個人事業者の方や法人も多いと思いますが、この度、倒産防止共済について令和6年度の税制改正により解約後の再加入につき改正が行われ一定の制限が課されることとなりました。今回は、倒産防止共済がどのようなものであるのかと今回の改正の内容についてお話したいと思います。

倒産防止共済とは、

小企業基盤整備機構が運営している共済制度で、取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度です。

本共済の特徴としては以下の点が挙げられます。

- ① 共済掛金は、全額損金又は必要経費とできる。
- ② 加入者は、条件を満たせば積立金額の最大10倍まで貸付を受ける事が可能
- ③ 40ヶ月以上加入していれば、解約時に支払った掛金全額が戻ってきます。

※解約金については益金又は収益として課税されることとなります。

今回の改正では、中小企業倒産防止共済法の共済契約を解約し、再度契約を締結した場合に、その解約した日から2年を経過する日までの間に支出した掛金について、法人課税上、損金算入ができないこととされます（所得税についても同様）この改正は令和6年10月1日以後の共済契約の解約について適用されます。



## 2024年の台風接近数は8月から平年より多い傾向

2024年夏は、太平洋高気圧が南海上を中心に強いため、台風は太平洋高気圧の縁に沿って、西回りで日本付近に近づきやすいと予想されます。このため、8月は台風発生数は多くないものの発生すれば本土に接近しやすくなるようです。9月以降は、台風発生数が増えることに加え、太平洋高気圧の後退が遅くなる見通しのため、発生した台風が本土に近づきやすい予想となっています。そのため、8月から10月は平年並みか平年より多くなる見込みのようです。



8月13日(火)～8月15日(木)は  
夏季休業とさせていただきます。

日	月	火	水	木	金	土
4	5	6	7	8	9	10
休み	通常営業	通常営業	通常営業	通常営業	通常営業	休み
11	12	13	14	15	16	17
休み	祝日	休み	休み	休み	通常営業	休み



ご迷惑をおかけいたしますがよろしくお願いいたします。